

北海道

佐呂間町営スキー場安全報告書

令和6年度版

佐 呂 間 町

1 利用者の皆様へ

佐呂間町の索道事業に対して、日頃の御利用と御理解を頂き、誠に有難うございます。

佐呂間町は、索道運営に当たり安全第一の意識をもって、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について自ら振り返るとともに広く御理解いただくために公表するものです。皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的な御意見を頂戴できれば幸いです。

佐呂間町営スキー場

管理者（佐呂間町長）武 田 温 友

2 基本方針と安全目標

（１） 基本方針

佐呂間町の基本理念は、安全第一の確保です。「安全の基本理念、安全目標」を次のように掲げ、町長以下職員等へ周知・徹底しております。

- ① 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下、「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- ④ 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取扱いをすること。
- ⑤ 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとること。
- ⑥ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

（２） 安全目標

索道輸送安全目標は次のとおりです。

- ① 設備不具合による乗客の死亡を伴う事故を発生させない。
- ② 人身障害事故を発生させない。

3 事故等の発生状況等

（１） 索道運転事故（索道人身障害事故）

事故報告はありません。

（２） 災害（地震や暴風雨、豪雪等）

天候不良等による休止はありません。

（３） インシデント（事故の兆候）

インシデント報告はありません。

（４） 行政指導等

北海道運輸局からの指導はありません。

（５） その他

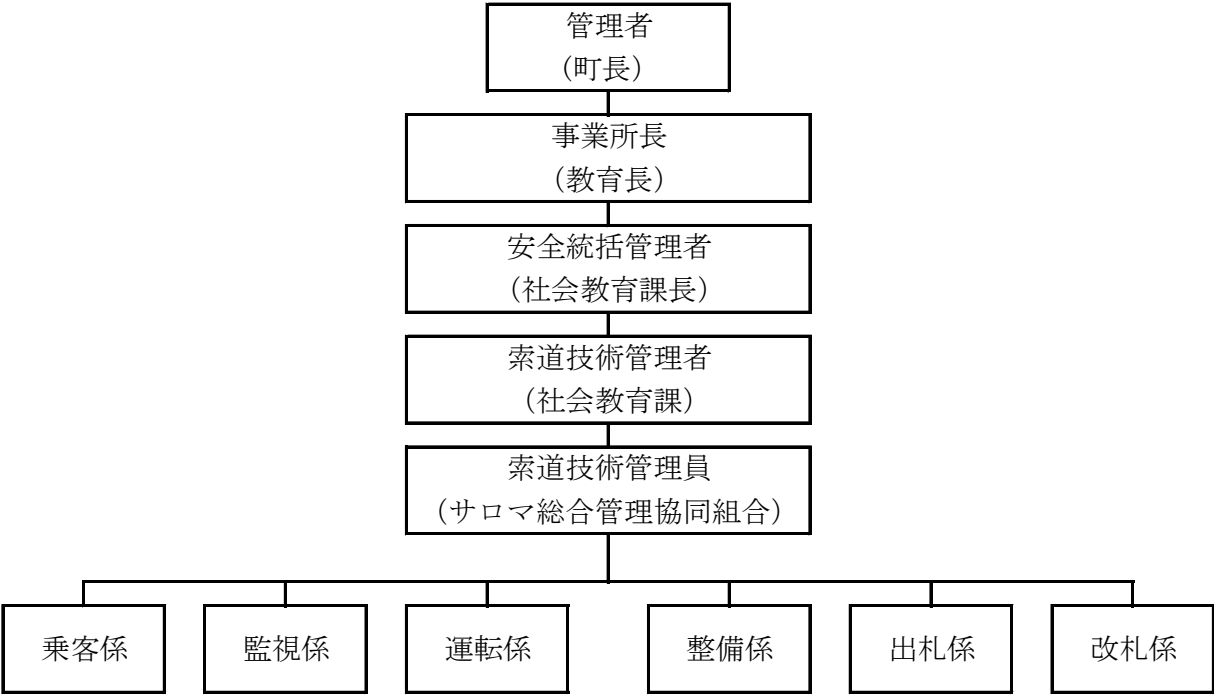
令和6年度営業日数は39日間となりました。

4 輸送の安全確保のための取組み

- (1) 人材教育
- 佐呂間町では、輸送や皆様の安全に役立つよう、シーズン営業開始前に施設及び取扱いについて徹底した安全教育を実施し、作業を行う為に必要な知識・技能を保有した事を確認し業務に従事しています。
- (2) 緊急時対応訓練
- 毎年、シーズン営業開始前に、職員一同にて緊急時に対応するための救助訓練を実施しております。
- (3) 施設等整備
- 安全の維持・向上のため、例年、再開前点検及び、定期点検を実施し投資整備、補修を行っております。
- 令和6年度は、索受・索輪整備を実施しております。

5 佐呂間町の安全管理体制

町長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。



管理者	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
事業所長	輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定める。
安全統括管理者	索道事業の輸送の安全確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

6 利用されるお客様との連携とお願い

(1) 滑走注意事項

- ① 滑る前には、ウォーミングアップ・金具のチェックを行ってください。
- ② 自分の技量、斜面、雪質、天候などの状況に応じ、無理な滑走はしないようにしてください。
- ③ ゲレンデの中央に立ち止まったり、座り込んだりするのはやめて立ち止まるときはゲレンデの端にいてください。
- ④ 風雪など視界不良の時は、無理せず滑走を中止してください。
- ⑤ スキー等のルールを守るとともに、ゴミを散らかさない等の基本的なマナーを守ってください。

(2) リフト乗車時の注意事項

- ① 乗り方の慣れないお客様（幼児等）は、係員に申し出てください。
- ② 衣類・携帯品・髪の毛等が施設に巻き付かないように注意してください。
- ③ 搬器から飛び降りたり、揺らすことは大変危険ですので絶対にお止めください。
- ④ リフトからゴミを投捨てないでください。
- ⑤ その他係員の指示に従い、安全マナーを守ってご利用願います。

(3) その他

身近なファミリーゲレンデとして、子ども（幼児含）から年長者まで馴れ親しんで頂き、より安全、安心で信頼される索道運行を図るため、皆様からお寄せ頂いた声を役立てます。安全報告書への御感想、当町の安全への取組みに対する御意見をお寄せください。

7 連絡先

〒 0 9 3 - 0 5 9 2

常呂郡佐呂間町字永代町 3 番地 1

佐呂間町教育委員会 社会教育課 社会体育係

TEL : 0 1 5 8 7 - 2 - 1 2 9 5

FAX : 0 1 5 8 7 - 2 - 1 1 3 1

E-mail : samanabi@town.saroma.hokkaido.jp